

## Q 検察庁の捜査と警察の捜査の違いは何ですか？

**A** 警察は、刑事事件の第一的な捜査を行い、検察庁は起訴・不起訴を決定するための捜査を行います。

起訴する権限は、検察官のみに与えられており、検察官は裁判所に対し起訴してその処罰を求めるといった責任があるため、警察等から送られてきた捜査記録等の内容が真実であるかどうか、事件の真相解明のための捜査を行っています。

また、検察官が最初から独自に捜査を行うこともあります。

## Q 警察で事情を聞かれて調書を作成したのに、また、検察庁に呼ばれて事情を聞かれたり、調書を作成したりすることもあるのですか？

**A** 検察官は、起訴・不起訴を決定するため、改めて被害者の方等から事情を聞く必要がある場合があります。

御迷惑をおかけしますが、適正妥当な処分を行うためですので、御協力ください。

## Q 検察官・検察事務官にはどうしたらなれますか？

**A** 検察官には検事と副検事があります。一般的に、検事になる資格は、司法試験に合格し、司法修習を終えた者にあります。

副検事には、検察事務官等の一定の公務員が試験に合格するようになります。

検察事務官になるためには、国家公務員試験の一般職試験(大卒程度試験、高卒程度試験、社会人試験)に合格する必要があります。

函館地検では、検察庁の役割や裁判員制度について知っていただくため、出前講座や移動教室、庁舎見学等の広報活動を行っています。ぜひ気軽にお問い合わせください。



函館地方検察庁  
広報キャラクター  
「はっぴー」



## 函館地方検察庁

〒040-0031

函館市上新川町1番13号

電話: 0138(41)1231(代表)  
0138(41)1268(検察広報官直通)

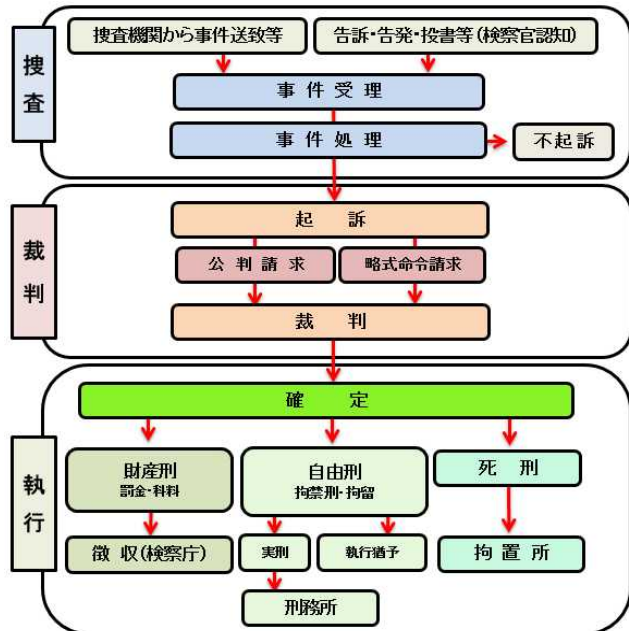
HP <https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/hakodate/>

# 検察庁のしおり



## 函館地方検察庁

# 刑事手続きの流れ



# 裁判員制度

裁判員制度は、国民の皆さんから選ばれた裁判員の方が刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決める制度です。

平成21年の制度開始から令和8年3月までの間に函館地検管内で裁判員裁判があった件数は下記のとおりです。

殺人等(未遂、幫助含む)	22件
傷害致死	13件
強盗致傷等	11件
強制性交致傷等	7件
強制わいせつ致傷等	4件
現住建造物等放火	13件
危険運転致死	1件
その他	3件
合計	74件

# 検察庁の組織

## ◆組織◆

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁(高検)・地方検察庁(地検)・区検察庁(区検)の4種類があり、各裁判所に対応しています。

## ◆職員◆

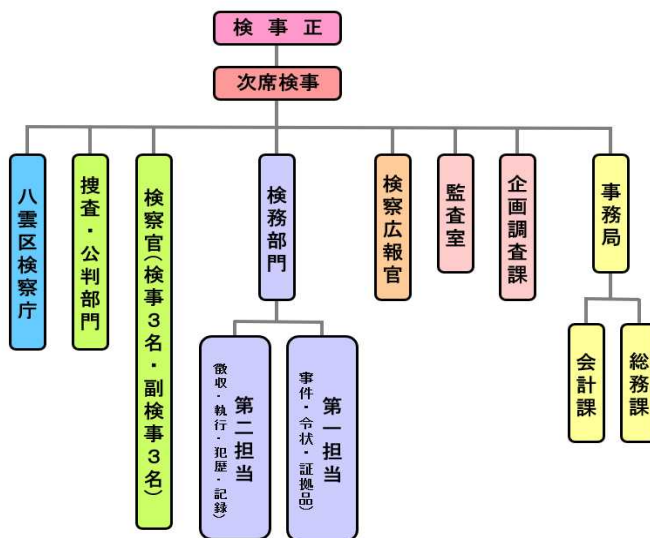
### 検察官

検察官は、刑事事件について捜査を行い、裁判所に起訴するか否かを決める権限を持っています。

### 検察事務官

検察事務官は、検察官を補佐し、その指揮を受けて捜査・公判活動に携わります。

# 函館地検の機構



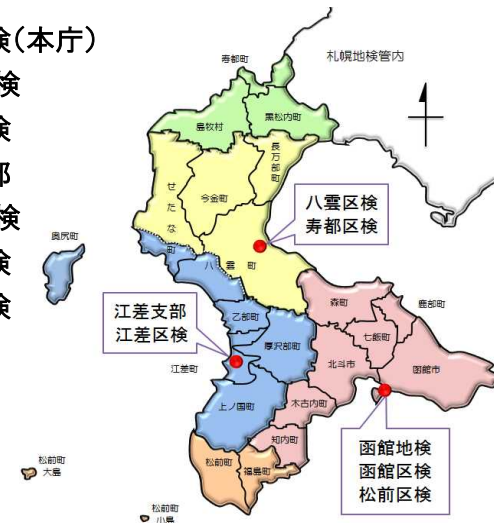
※機構は、検察庁の規模に応じて変わります。

※江差支部・江差区検・松前区検の事務は函館地検本庁で、寿都区検の事務は八雲区検で取り扱っています。

# 函館地検の管内

函館地検の管轄地域は下図の色分けされた地域です。

- 函館地検(本庁)
- 函館区検
- 松前区検
- 江差支部
- 江差区検
- 八雲区検
- 寿都区検



# 函館地検管内の事件受理

下記グラフは過去3年間の函館地検管内における事件受理数を比較したものです。

